

甲府市立東小学校いじめ防止基本方針 (概要)

平成30年4月
(令和4年6月改訂)

はじめに

本校では、「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、平成26年度に「甲府市立東小学校いじめ防止基本方針」を策定いたしました。さらに平成29年3月に国が、平成30年9月に県が、平成30年12月に市が「いじめ防止基本方針」を改定したことを受け、その都度内容を検討してきました。

このたび、SNS等の普及に対応する観点から、また学校運営協議会（R5より）・スクールカウンセラー等とのさらなる連携を図る観点から改めて内容を点検し、いじめ防止・根絶に向けての根本方針として、「甲府市立東小学校いじめ防止基本方針」（令和4年6月改訂）を策定いたしました。保護者、地域の方々にもご理解とご協力をいただきたく、その概要をお知らせいたします。

1. いじめ防止に関する基本的な考え

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場を尊重しなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の聞き取りや観察等を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ア) 冷やかしかからかい
- イ) 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ウ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- エ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- オ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- カ) 金品をたかられる
- キ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ク) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ケ) パソコンや携帯電話等（SNSや通信型ゲーム等）で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で徹底したいじめ防止対策を行う。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，（スクールカウンセラー）

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、情報の収集、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

② いじめの相談・通報の窓口としての役割

③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う

※ いじめの疑いがあることに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割をする。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し周知徹底させる。

(3) 重大な事案に発展する可能性があるいじめ発生時の組織

速やかに対処するとともに、同じようないじめが再発しないよう、緊急いじめ対策組織を設け、事実関係を明らかにし適切な対応をするための調査を行う。

①いじめ対策委員会に外部の専門家を含めた調査組織

※事案により柔軟に編成し、必要に応じて適切な専門家（甲府市教委指導主事，甲府市自立支援カウンセラー，SSW，PTA代表など）を加える。

②甲府市教育委員会の設置した調査組織

3. 未然防止の取組

① 児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が児童にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童の『心の居場所』となるように教職員が取り組み、児童が安心して過ごすことのできる場所にすることが必要である。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じる時に結ばれるものである。他者から認められていると感じる子どもは、いたずらに他者を否定することや攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめすることもなくなるものであることから、教職員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

「親しき仲にも礼儀あり」を基本として、児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学習のルールを守るといった規範意識の醸成に努め、「いじめは決して許されない・許してはいけないこと」という認識を児童がもつよう、日々さまざまな活動の中でことあるごとに指導していく。

② 道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実は、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、自律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。そのために、道徳教育の充実を行い、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- 道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③ 分かる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感をもつことは、自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間となるため、授業が児童のストレスになっていないかをよく吟味し、よりいっそうわかる授業・考えることが楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自信をもって学習に参加できるようにさせる。

④ 異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童の場合、「教える」「教えられる」という図式ができ、人間関係が固定化することが多い。その場合、「教えられる」子どもは、自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切にし、どの児童にも「活躍できる場」を提供する。

- 委員会活動の充実(高学年)

自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって、指示待ちではなく自分たちで

問題を見つけたり話し合ったりして解決できる力を育てる。

○たてわり班活動の充実

「秋祭り集会」などをとおして、高学年ではリーダーシップや思いやりの心、低学年では上級生に対するあこがれの気持を育てる。

○クラブ活動を通して(高学年)

共通の興味・感心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

○学校行事を通して

・自主性・協調性の育成

児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

・体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行う上で必要となる「生きて働く知恵や技能」を身に付ける。

⑤ いじめ問題に対する学校の取組評価を PDCA サイクルで行い、取組内容の検証を行う。

いじめ問題への取組に対するチェックアンケートを年間計画に位置づけ、未然防止や早期発見・早期対応への取組の検証を行う。チェックアンケートから見えてきた課題や達成目標を常に PDCA サイクルで見直し、今後の指導に活かす。

⑥ 全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめについての共通理解を深め、いじめに対する正しい理解、いじめ対応に適切に向き合うことができるように長期休業中や校内研究会の時間を活用し講師を招聘するなどして研修を行う。

⑦ 校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続支援について、すべての教職員が共通理解するために、年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組むことを確認し、いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など、全職員の共通理解を深める。

⑧ 職員会議，校内研究などで，教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて，職員会議等を利用し，月に一度はいじめの未然防止，早期発見，いじめへの対処について情報交換を行うとともに，定期的に学校での問題についての研修を行う。さらに教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会も設ける。

⑨ 行事，会議を精選し，児童と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりすることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには，児童と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため，学校で行われる行事の見直し，会議・研修の見直し，業務の見直し等を図り子どもたちと向き合う時間やコミュニケーションの時間の確保に努める。

また，担任は個に対応したコミュニケーションに心がけ，子どもたちの内面に目を向ける機会を設ける。

⑩ 学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え，「日々の連携」（防犯研修，交通安全教室，地域の情報交換など）をするように心がける。

防犯研修，交通安全教室などを年間計画に位置づけ，児童の啓発活動を図る一方，警察や地域と定期的に情報交換を行い，情報共有体制を構築する。

⑪ 児童・生徒が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など，自治的活動を支援する。

児童会が中心になって行う児童会活動を通して，児童が自ら取り組み，その成果を発表する場を設ける。また，少年議会などで提案された諸活動を近隣の学校と連携する中で取り組めるよう，適切に支援する。

⑫ その他

<保護者・地域に対して>

- ① P T A の年間活動方針に「いじめ防止」に対する内容を加え，積極的行動への意識を高める。
- ② 児童が発する変化のサインに気づいたら，学校に相談することの大切さを伝える。
- ③ 「いじめ問題」の解決には，学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り，地域道徳授業公開，学校運営協議会，P T A 総会等で伝えて，理解と協力をお願いする。

4. 早期発見の取組

- ① 普段から児童への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童と直接関わり、指導する中で、日々の児童理解を通じて、いじめの早期発見に努める。いじめアンケートなどは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下で対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、日々、児童や児童の問題と向き合い、いじめの早期発見に努めるよう、特に以下の点について取り組む体制を整える。

- ② いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「いじめアンケート」（本校では「ともだちアンケート」）を定期的
に実施する。その目的が教師の気づかない（潜在的な）いじめが、どの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。「いじめアンケート」は、学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する。

- ③ いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

学校生活の時間の中で、児童がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。学校の実情、時間帯に応じて、保健室や職員室などに行き、相談室でいじめ相談を受けることができることを児童に周知し、安心・安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる機関等についても広く広報する。

5. いじめへの対処

- ① いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

事実確認・反省指導・謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・連絡・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

② いじめの対応が難しくなったり、長期化したりすると予見されるときは、いじめ対策支援チームに依頼し、解決を図る。

解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ対策支援チームに支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

③ インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。SNSなどを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童に削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会（いじめ防止連携会議）を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じる。

児童に対しては、インターネット上のいじめも重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の実施、保護者向けの注意喚起等、適切に行う。

④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。

また、重大事態に対しては、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取ったりするなど「被害児童を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

⑤ 加害児童、被害児童の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

被害児童及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら、徹底して守り通すことや秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに被害児童の見守りなど当該児童の安全を確保する。

一方、加害児童とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥ いじめが起きた集団への働きかけを行う。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。また、はやしたてるなど同調した児童に対してはそれらの行為がいじめに加担した行為であることを理解させなければならない。また、学級全体で話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。要するに日ごろからのいじめに対する指導のあり方が児童の意識改善に重要になるので、定期的に学校組織としていじめに対しての意識の共通理解を図り、教師が同一歩調で指導に当たる。

6. その他の留意事項

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

・いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月は継続しているかを確認する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

また、SOSの出し方に関する指導等について、適切に実施する。

○学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討し、児童に事前に周知しておく。

山梨いのちの電話	055-221-4343
いじめ・不登校ホットライン	055-263-3711
ヤングテレホン甲府	055-235-4444